

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 上田 公司

総務文教委員長報告

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第48号「鳴南市役所設定条例等の廃止について」ほか議案5件であります。

また、継続審査となっておりました請願第2号についても議題としました。

当委員会は、9月16日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願第2号については継続審査とすべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第48号「鳴南市役所設定条例等の廃止について」は、条例等の一斉見直しに伴い、制定以来見直しが行われておらず、時代に適合していない、若しくは事業等が終了しているにもかかわらず、改廃がなされていないなどの条例のうち、廃止すべき条例について一括して廃止するものであります。

委員からは、鳴門市住宅新築資金等貸付条例の廃止後の、住宅新築資金等の償還が完了していない方に償還を求める根拠について質疑があり、理事者からは、鳴南市役所設定条例等を廃止する条例の経過措置に「この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の鳴門市住宅新築資金等貸付条例の規定により貸付けを受けた住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金の償還を完了していない者については、この条例による廃止前の鳴門市住宅新築資金等貸付条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。」と規定されていることから償還が完了していない方には償還を継続していただくことになるとの説明がありました。

また、委員からは、住宅新築資金等の貸付金の総額及び総件数について質疑があり、理事者からは、住宅新築資金等の貸付金は元本の総額で9億4,360万円、総件数は197件となっており、償還されている金額は、8億8,059万3,769円であるとの説明がありました。

また、委員からは、鳴門市農林水産業振興条例が廃止された後の、農林水産業の振興の指針について質疑があり、理事者からは、同条例は制定から70年余りが経過しており、時代に適合していない部分もあることから今回、廃止す

ることとしているが、農林水産業の振興の指針としては、昨年度末に鳴門市農業振興計画及び鳴門市水産振興計画を策定しており、必要とされる施策等を適切に講じていくとの説明がありました。

また、委員からは、鳴門都市計画東浜土地区画整理事業施行規程に関する条例に関して、現在、市が施行者となる土地区画整理事業は終了していると思うが、何故、この条例は残されているのかとの質疑があり、理事者からは、この条例の中で規定されている、東浜第二工区は最後に実施された土地区画整理事業であり、換地処分は平成14年12月に完了しているが、換地処分に伴う清算金の交付や徴収事務等の事務処理を平成15年度以降も継続して行っていたためであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号「鳴門市公民館条例等の一部改正について」は、条例等の一斉見直しに伴い、制定以来見直しが行われておらず、時代に適合していない若しくは事業等が終了しているにもかかわらず、改廃がなされていないなどの条例のうち、所要の改正を行うべき条例を一括して改正するものであります。

委員からは、今回の改正でいくつかの条例から公共的団体への施設の管理の委託の条文が削除されることによる影響について質疑があり、理事者からは、現行の地方自治法では使用許可などを含めた施設の包括的な管理運営を行わせる場合は指定管理者のみとされているが、警備業務や清掃業務などといった具体的な業務については公共的団体に限定されず、業務委託することができることとなっており、運営実態について何ら変わるところはなく、本来であれば、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入された時点において改正すべきものであったとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号「鳴門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等について所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正による主な変更点について質疑があり、理事者からは、育児休業の取得回数を原則1回から原則2回へと緩和するとともに、非常勤職員の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものであるとの説明がありました。

また、委員からは、育児休業に関して非常勤職員と正規職員との違いについて質疑があり、理事者からは、主な違いは取得できる期間の上限について、正規職員は子が3歳に達する日まで、非常勤職員は原則1歳までとなっており、保育所へ入所することができないなどの特別の事情がある場合に、最大2歳まで可能となっているとの説明がありました。

委員からは、同一労働同一賃金の観点からも格差の是正に取り組んでいく必要があるとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号「鳴門市職員退職手当支給条例の一部改正について」は、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について及び国家公務員退職手当法の運用方針の改正に伴い、国家公務員との均衡を考慮して非常勤職員の退職手当支給要件の緩和及び失業者の退職手当の支給期間の特例を設けるため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、条例の施行期日は令和4年10月1日となっているが、改正後の第10条第4項の規定は令和4年7月1日から適用となっていることについて質疑があり、理事者からは現行では、失業者の退職手当の支給期間については、原則、離職日の翌日から1年間とされているところ、今回の改正で支給期間の特例として、退職した職員が退職後に、事業を開始した場合等に事業実施期間のうち最長3年間を失業等給付の支給期間に算入しない規定を設けることとしており、この規定と合わせると最長4年間支給期間が延長されることになり、この支給期間の起算日については雇用保険法の関係により7月1日に遡及適用するものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第52号「鳴門市奨学金支給条例の一部改正について」は、奨学金制度の見直しを行い、奨学金支給の対象を拡大するとともに、支給の時期を前倒しするため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、奨学金の支給要件が、「生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮している世帯」へと緩和されるが、どのような世帯が該当するののかとの質疑があり、理事者からは、就学援助と同じ基準である生活保護基準額の1.3倍までの所得である世帯が該当するとの説明がありました。

また、委員からは、奨学金の支給対象となる方をどのように把握するののかとの質疑があり、理事者からは、就学援助を受けられている方が対象となることから、把握はしやすいものと考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第53号「財産の取得について」は、徳島北農業協同組合旧撫養支所の土地及び建物を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、建物の取得後の用途として土木課の施設、防災倉庫等を予定しているとのことであるが、土木課の施設の現状からも取得後、可能な限り早期に使用できるように努めた方がよいのではないのかとの質疑があり、理事者からは、建物には若干の修繕、工事等が必要となることから、先行して使用できるものから担当課と協議を行い使用していきたいとの説明がありました。

また、委員からは、津波による浸水の可能性について質疑があり、理事者からは、1階部分は、浸水する可能性があることから、防災備蓄品、重要書類等の2階への配置などについて検討していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。